

部活動に係る活動方針

京都府立東舞鶴高等学校
(浮 島 分 校)

1 目 的

部活動は、学校教育の一貫として、生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を身に付けるといった大きな教育的な意義がある。これを踏まえながら、「生徒の健全育成とバランスのとれた学校生活の実現」の観点と「教員の働き方改革」の観点から、部活動指導の適正化を図るとともに、より一層充実・発展することを目的に、「京都府部活動指導指針」に基づき、「部活動に係る活動方針」を策定する。

2 具体的方針

- (1) 生徒の健全な発育や身体能力の向上等を目指し、生徒のバランスの取れた生活や成長への配慮等を行うため、練習時間や休養日の設定を行う。
- (2) 活動方針・活動計画（年間・月間）を作成し、練習日や休養日を生徒や保護者に事前に知らせる。
- (3) 指導にあたっては、適切な指導を行い、体罰や不祥事(ハラスメント行為等)を防止する。
- (4) 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止に努める。

3 設置部活動

〔体育系〕

バスケットボール部、バドミントン部

〔文化系〕

文化部（美術等）、コンピュータ部

4 部活動の登録・入退部

- (1) 入部は生徒の自由意思に基づく。
- (2) 入部の手続きは所定の届を生徒指導部に提出する。
- (3) 2～4年生で、部活動を継続している生徒も毎年4月に部活動登録を行う。
なお、年度が変わって新たに部活動を希望する生徒も新規の登録を行う。
- (4) 部活動の退部は、事前に所属していた部活動顧問の了解を得た上で、「部活動退部届」に、顧問の了承印と担任の了承印をもらい、生徒指導部に提出する。

5 活動計画

- (1) 顧問は、年度当初に「年間活動計画」(様式-年)を作成し、校長から活動承認を受け、生徒・保護者に対して書面等で示す。
- (2) 顧問は、前の月の25日までに「月間活動計画」(様式-月)を作成し、校長から活動承認を受け、生徒・保護者等に対して書面等で事前に示す。

6 活動時間

- (1) 平日は1時間、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間とする。
なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
また、公式大会やコンクール、対外試合(合宿・遠征試合を含む)は上限を超える活動時間となる場合もあり得るが、翌日等に休養日を設定することで対応する。
(「活動時間」とは、準備や片づけ、顧問からの指示・連絡等の短時間のミーティングを除く、身体活動を伴う活動時間を指す。)
- (2) 平常時は、午後9時45分を目処に活動を終了し、速やかに下校する。
- (3) 平常時は午後10時完全下校とする。
- (4) 定期考査前または考査中に係る活動について、考査開始一週間前から、考査終了までの部活動は原則禁止とする。ただし、公式大会やコンクール等の時期が近い等の状況があれば、短時間の活動を認められる。

7 休養日

- (1) 週当たり1日以上設定する。
 - ※ 月当たり2回程度、土曜日または日曜日に休養日を設定するよう努力する。
 - ※ 公式大会やコンクール等(全日活動)の翌日に休養日を設定するよう努力する。
 - ※ 合宿や大会前の練習等、1週間の中で決められた休養日の設定が困難な場合は、概ね1ヶ月単位で休養日を設定する。

8 その他

- (1) 必要に応じて部活動集会や合同トレーニング(運動部・冬季)を開催する。
- (2) 各部の旅費や登録金等は「東舞鶴高校浮島分校体育後援会」の内規による。